

知識は
かなり

My Adviser

(顧問弁護士)

まさつぐ法律事務所報

TEL 075-254-7889

FAX 075-256-7114

<http://www7.ocn.ne.jp/~masa24/>

〒604-0876 京都市中京区丸太町通烏丸東入
光り堂町 420 京都インペリアルビル 4階



ごあいさつ

毎日寒い日が続きますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。本年もマイアドバイザーで皆様に少しでもお役に立つ法律情報を発信していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

さて今回は、不幸にして交通事故に遭い、怪我を負って後遺障害が残った場合の損害賠償請求に関して注意すべき点を検討したいと思います。

平成25年1月

弁護士 政次秀夫
事務局 川端広美・井上はるみ

損害賠償請求（交通事故）の注意点

(問) 追突事故に遭い、頸椎捻挫の怪我を負いました。現在、通院中ですが、今後、どのような点に注意して、相手方保険会社と交渉していけばよいですか。

(答え) 今後の段階としては、症状固定(ないし治癒)→後遺障害等級認定申請→後遺障害等級認定結果(12級13号、14級9号、非該当)→示談交渉(→訴訟)という流れをたどります。そして、最終的に相手方に請求できる損害賠償額は、後遺障害等級(本件では12級13号ないし14級9号)を獲得することができるか否かで大きく異なってきます。ということは、後遺障害等級認定申請の段階はとても重要ということになります。もちろん、一旦非該当という後遺障害等級認定結果が出た後でも、それに対し異議申立をすることで後遺障害等級(12級13号ないし14級9号)を獲得することもできますが、

(右上へ)

容易ではありません。それより最初の申請の段階で、十分な準備をして、後遺障害等級(12級13号ないし14級9号)の認定を受けるほうが迅速、確実です。

ところが、実際に後遺障害等級認定申請以前に弁護士に相談に来られる被害者の方は多くありません。その結果、適正な後遺障害等級を獲得できずに、実際の後遺障害に見合った損害賠償金を獲得できていない被害者の方がたくさんおられます。

そこで、不幸にして交通事故に遭い後遺障害が残るような怪我を負った場合は、できるだけ早期に(後遺障害等級認定申請以前に)後遺障害等級認定に詳しい弁護士に相談し、適正な後遺障害等級の獲得へ向けての十分な準備をすることが必要です。

当事務所でも交通事故の案件を多く扱っておりますので、万が一交通事故の被害者になった場合は、お気軽にご相談下さい。

★ 本書は無料でお送りしています。法律に悩んでいる人がいらっしゃれば、この内容を教えて頂いたり、また、その人を御紹介下さいませ。まさつぐ法律事務所ホームページには250問答を掲載しております。

誠に恐れ入りますが、次回からFAX送信を希望されない場合は、配信停止希望欄にチェックいただき、FAX番号をご記入の上ご返信いただけましたら幸いです。

配信停止
FAX

★ 「まさつぐ法律事務所の事務員たち」のブログ 随時更新中です。

(広告㊄)